

達令公示第 1 6 号

宗宝宗史蹟保存条例施行条規の一部を改正する達令を次のように公示する。

2 0 2 5 年 6 月 2 7 日

宗務総長 木 越 渉

宗宝宗史蹟保存条例施行条規の一部を改正する達令

宗宝宗史蹟保存条例施行条規（2 0 0 0 年達令公示第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中「組織部」を「財務部」に改める。

附 則

この達令は、2 0 2 5 年 7 月 1 日から施行する。